

香川の
土地改良



発行所
香川県土地改良事業団体連合会
高松市番町五丁目1番29号
TEL (087) 832-7140
FAX (087) 832-7150
<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



農地耕作条件改善事業鍋淵地区（三木町）

目次

1. まんのう町土地改良区が合併認可(設立)されました.....2
2. 令和2年度香川県水土里情報利活用促進協議会幹事会開催2
3. 非補助農業基盤整備資金のご案内3
4. 「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展 2020 入選作品発表4~5
5. 「水を追う男・西嶋八兵衛物語り」第十一回6
6. 農業用施設賠償責任保険のご案内7
7. 香川県管理運営体制強化委員会第2回管理専門指導員会／会と催し.....8

まんのう町土地改良区が合併認可(設立)されました



「まんのう町土地改良区」の設立に向け、令和元年7月に統合整備推進協議会を設置し、琴南町土地改良区、仲南町土地改良区、満濃町土地改良区の合併に向けて協議を重ねてきた。

昨年10月1日に合併予備契約調印式が行われ、令和3年1月29日付けで香川県より合併の認可が下り、面積1,789ha、組合員数3,060人の「まんのう町土地改良区」が設立された。それを受け、第1回理事会が開催され、第1回総代会までの

理事長に栗田隆義理事、副理事長に三好文男理事、尾鼻勝吉理事がそれぞれ互選された。

今後の予定として、2月中旬の総代選挙を経て総代が確定し、3月下旬に第1回総代会を開催し新土地改良区の体制が整うこととなる。

今回の合併は、農業を取り巻く環境が厳しくなる中で、組織の運営基盤を強化し、土地改良事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としつつ、また、新たなまんのう町の農業農村づくりのスタートとして、土地改良区役職員一丸となり諸問題に取り組むこととしている。

令和2年度香川県水土里情報利活用促進協議会幹事会開催

1月15日、香川県社会福祉総合センターにおいて、県、市町、土地改良区、農業会議、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合の担当課長など幹事15名出席のもと、令和2年度香川県水土里情報利活用促進協議会幹事会が開催された。

議事では、次の4議案が原案のとおり承認された。また、令和2年度の総会は書面議決を活用することとなった。

- 第1号議案 令和2年度総会の開催について
- 第2号議案 令和元年度事業報告について
- 第3号議案 令和2年度実施状況報告について
- 第4号議案 令和3年度事業計画について



幹事会の様子

引続き、土地改良区複式簿記導入に伴う補助事業により土地改良施設のGISデータの整備が整いつつあることから、利用団体が常に最新の情報を見ることができるよう、水土里情報システムのクラウド化に向けて検討を始めることを確認し、幹事会は閉会した。

非補助農業基盤整備資金のご案内

～土地改良施設の維持管理のために～

非補助農業基盤整備資金とは、土地改良区等が国からの補助を受けないで実施する土地改良事業・生産基盤整備事業等に対して、日本政策金融公庫が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資する資金です。

国の補助対象ではない事業（単県又は市町単独補助事業）についても、融資の対象となります。

1. かんがい排水やほ場整備、客土などの事業を実施し、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合の費用。
2. 農業集落排水事業の実施において、国等の補助金以外の受益者が負担する部分、又、トイレ、浴室、洗面所の改修費用。
3. 土地改良区等が行う土地改良施設の維持管理事業に対して、揚排水機場・用排水路・フェンス等の設置、又、土地改良事務所の建設、事務機器等の購入などの費用。

■ 貸付対象者

- (1) 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、農業振興法人
- (2) 5割法人・団体（農業を営む者及び上記（1）の法人がその構成員又はその資本金などの過半数を占めるか又は過半数の出資等をしている法人・団体）

■ 融資限度額

複数年にわたる事業の場合、各年度とも土地改良区が当該年度に負担する額までとなっています。（ただし、融資1件あたりの最低額は50万円となっています。）

■ 金 利

*0.20%（令和3年1月19日現在）

*融資時の利率が最終償還まで適用される「固定金利」です。

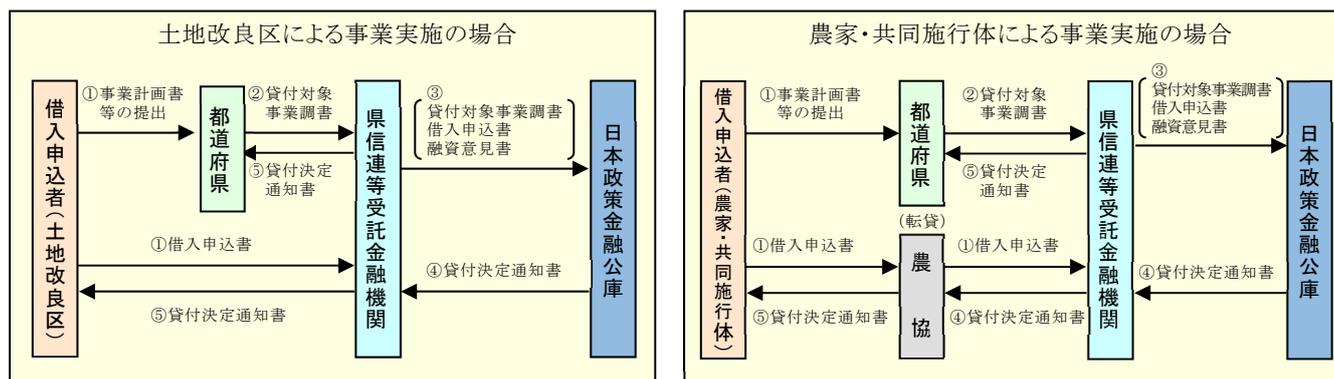
*借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、最寄りの日本政策金融公庫・農業協同組合にお問い合わせ下さい。

■ 償 還 期 間

最長25年（うち据置期間10年以内）の範囲で、施設の耐用年数等を考慮して決められます。

■ 償 還 方 法

元利金等償還、元金均等償還のいずれかを選択出来ます。



「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2020

全国水土里ネットと各都道府県水土里ネットが主催する「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展は、今年で21回目を迎え、子どもたちに絵画を通じて農業農村の魅力をアピールすることを目的に開催している。

今年度は、「新発見！ぼくのわたしのふるさと自慢！」をテーマに、年中から小学校6年生までの子どもから4,883点の作品応募があった。応募作品では、田んぼや水路、そこに棲む生き物、子供たち一人一人の素直な目で見て心に感じたふるさとの風景、農作業の様子、祭りや風習、あるいは家族とのふれあいなどが生き生きと描かれていた。甲乙つけがたい中から複数回にわたる厳正な審査の結果、入賞32点、入選158点、地域団体賞42点が選定された。

県内からは、高松市の増田一さん（年中）が描いた「田んぼで鬼ごっこ」が三祐コンサルタンツ賞を受賞したほか、6点の作品が入選した。



三祐コンサルタンツ賞 「田んぼで鬼ごっこ」



増田一さん（年中）



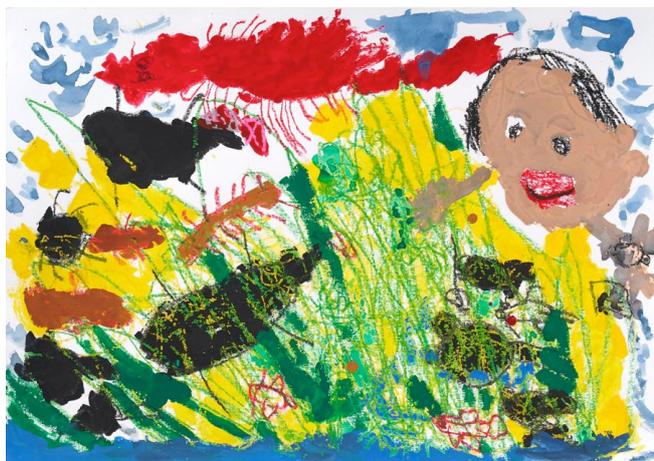
「楽しい田んぼ」



黒川翔太さん（年中）



● 「田んぼの友だち」



原内翼さん (年中)

● 「きれいな田んぼ」



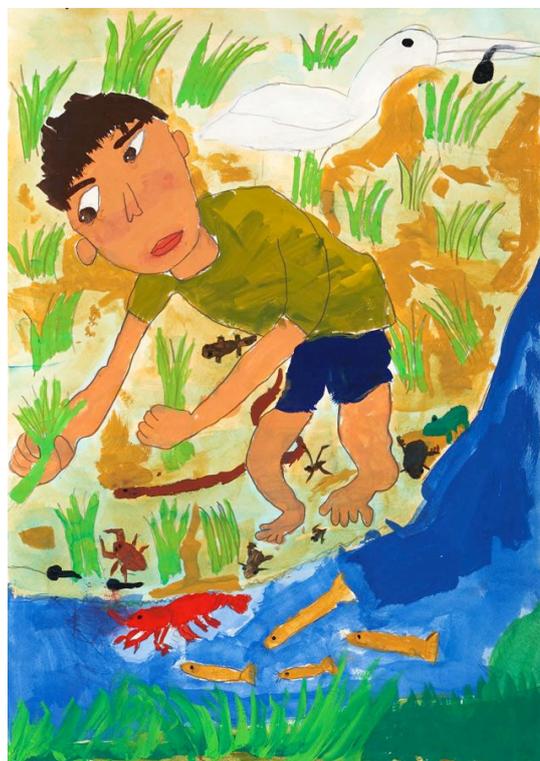
大山咲里さん (年長)

● 「学校でなえをうえたよ」



西山剛人さん (1年)

● 「田植え」



河本凌弥さん (2年)

● 「田んぼをうるおす水のおしろ」



村井結芽夏さん (2年)

水を追う男・西嶋八兵衛物語り

第十一回 八兵衛が讃岐を去る

「四国作家」同人 平井 忠志

西嶋八兵衛は十五年のあいだ若年の四代生駒藩主・生駒高俊に仕え、讃岐の水利の開発に東奔西走してきた。幼かった高俊も寛永十年、幕府老中土井利勝（後の大老）の娘を正室に迎えた。だが苦勞知らずに育ったため、かえって藩政は混乱期を迎える。

若い藩主高俊は、江戸屋敷で若衆を集めて「生駒踊り」を踊らせ、遊興にふけた。そんな中、生駒藩では大騒動がおこっていた。生駒藩の国家老と江戸家老が互いに反目し、江戸家老派が直接幕府の評定所に訴え出たのである。今で言えば争いが、いきなり大審院に持ち込まれたようなものだから、後戻りが出来なかった。

これを知った八兵衛は、「これは危ない。これ以上生駒藩にとどまると、奉行のわしもその責任を問われるかも」

いくら中立の立場とはいえ当時、八兵衛は禄高二千石に栄進し、鉄砲三十挺、新田二百七十石の重役待遇を受けていた。万一事態が悪化した場合、藤堂藩からの出向重役の立場として、幕府から叱責をうけかねない。八兵衛は普請奉行と矢延平六に言った。

「わしは所要があつて、伊勢へ帰らねばならぬ。あとの工事はその方たちに任せる」

八兵衛は井関池の基礎工事をなげうって、伊勢藤堂藩に逃げ帰った。

危機一髪であった。幕府の評定所の判決は厳しかった。江戸家老一派は数名が切腹、国家老派も筆頭家老以下数名が他家お預けの処置となった。八兵衛は危ういところを助かったのである。

そのあと幕府は、若い生駒藩主・生駒高俊を呼び出した。

「その方儀、国の仕置き宜しからず。よつて讃岐一国十七万三千石を召し上げ、出羽の国（秋田県）由利の庄に配流する。情けにより一万石を遣わす」

こうして讃岐は領主不在の時代を迎えた。そこで幕府は讃岐を三分し、伊予の西条、今治、大洲の三藩を進駐軍として讃岐に駐留させて、統治の代行を命じた。収城使の総司令官は幕閣の老中・尼崎藩主青山太蔵であった。

老中の青山にはもう一つの任務があつた。幕閣の方針通り、讃岐一国を高松藩と丸亀藩に分割する事務決済である。これは大役である。土地には住民たちの水利権ほか色々な権利が付随しているので、領地を石高のそろばん勘定だけで分割すると、あとで問題がおきかねない。そこで青山は、讃岐の実情にくわしい西嶋八兵衛を呼び寄せ、業務を補佐させることにした。

生駒藩が改易されたあと、伊勢に帰藩していた八兵衛は、幕命により再び高松城に入った。



高松城

農業用施設賠償責任保険のご案内

～施設管理に万全を期そう～

本会では、水路やため池等の土地改良施設への転落事故により管理責任を問われ、多額の損害賠償金が発生した場合に備える「農業用施設賠償責任保険」を取り扱い、万一に備えての保険加入を推進しています。不幸にして人が死傷したり、他人の物が損壊し、土地改良施設の管理等に瑕疵があった場合、国家賠償法等に基づき施設管理者の責任が問われ、支払うべき損害賠償額は高額となることがあります。

令和3年度においては、従来の損保ジャパン（損害賠償保険）に加え、東京海上日動が損害賠償保険と業務災害補償を取り扱うこととなりましたので、会員の皆様方におかれましては、ぜひこの機会にご加入いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、先般送付させていただきました2社のパンフレットをご覧ください、加入される場合には、同封の手順に従いお申込みください。補償内容に対するお問い合わせにつきましては、本会では対応いたしかねますので、保険会社もしくは代理店のご担当者までお問い合わせください。

加入時期は4月及び10月の年2回としますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年2月10日現在加入状況

会員数 81 会員 (2 市 79 土地改良区)	
施設名	数 値
ため池・貯水池	1,988 ヶ所 周囲 704.150 km
農業用排水路	731.919 km
農 道	164.007 km
揚水機場	11 ヶ所
排水機場	3 ヶ所
頭首工	31 ヶ所
井 戸	7 ヶ所
親水公園	4 ヶ所 (7,327 m ²)

<NEW> 業務災害補償

東京海上日動火災保険（株）が

新規で取り扱いスタート！

土地改良施設の維持管理事業（「土地改良施設の所有、使用、保守、管理」、「草刈り、井出ざらい作業」）に参加されている方々が事業中に被った身体障害について、会員である土地改良区が災害給付を行うことによって生じる損害に対する保険

※「多面的機能支払交付金」による事業中の事故は補償の対象外

損害保険ジャパン株式会社 (損害賠償保険)

四国興業株式会社 保険部
〒760-0047 高松市塩屋町8番地1
セントラル第2ビル7階
【担当】宝地戸(ほうちと)
メール: houchito@shi-kou.co.jp
TEL: 087-821-0341
FAX: 087-823-1485

東京海上日動火災保険株式会社 (損害賠償保険・業務災害補償)

株式会社東京海上日動パートナーズ
中国四国 高松支店
〒760-0024 高松市兵庫町8番地1
高松兵庫町ビル2階
【見積担当】菊川
【加入依頼書受付担当】曾根
TEL: 087-813-0085
FAX: 087-813-0083

香川県管理運営体制強化委員会第2回管理専門指導員会

12月22日、香川県土地改良事業団体連合会会議室において、香川県管理運営体制強化委員会第2回管理専門指導員会を開催した。香川県農政水産部土地改良課の井川課長を迎え、各土地改良事務所長をはじめ、専門指導員の出席のもと、令和3年度新規加入土地改良施設維持管理適正化事業実施計画について協議を行った。

令和3年度の新規加入施設は、排水機2ヶ所、頭首工3ヶ所、管水路2ヶ所、揚水機1ヶ所、ため池1ヶ所計9ヶ所、うち3ヶ所が要請診断となっており、施設の実施予定年度については管理指導事業による診断結果等において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順に決定した。

今後、農政局及び全国連合会と協議を行い、全国連合会が実施計画を取りまとめ、農村振興局に報告することとなっている。



香川県農政水産部土地改良課 井川課長による挨拶

会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
1月12日	中山間直接支払及び多面合同担当者会(Web会議)	高松市
1月12日	多面的機能支払交付金事業に係る事務研修(第2回)(Web会議)	高松市
1月14日	人権問題啓発研修会	高松市
1月15日	令和2年度水土里情報利活用促進協議会幹事会	高松市
1月20日	まんのう町土地改良区統合整備推進協議会第10回委員会	まんのう町
1月26日	全土連第1回水土里情報利活用促進会議幹事会(Web会議)	高松市
1月27日	令和2年度中四国管内各県耕地関係課長等会議(Web会議)	高松市
2月2日	令和2年度農林水産検査第2課会計実地検査市町等説明会	高松市
2月2日	令和2年度農家負担金軽減支援対策事業担当者会	高松市
2月2日	多面的機能支払交付金管内担当者会議(Web会議)	高松市
2月3日	香川県農業・農村審議会	高松市
2月4日	第53回香川県国土利用計画審議会	高松市
2月5日	高松東南部地区土地改良区統合整備推進協議会第1回幹事会	高松市
2月8日	大川地区土地改良協議会理事会・通常総会	さぬき市
2月9日	三野町ため池防災意見交換会	三豊市